



CCSBT-CC/1710/08

Draft Revision of the CCSBT's Catch Documentation Scheme (CDS) Resolution CCSBT 漁獲証明制度 (CDS) 決議改正案

1. Introduction 序論

The CDS Resolution has been under review since 2015 as scheduled in item 8.3.3 a) of the Compliance Plan's 3-year Action Plan (CAP). The primary aims of this review have been to remove any deficiencies in the existing CDS, and to improve its efficiency. This will in turn facilitate the smoother implementation of an electronic CDS (eCDS) should Members wish to progress one in future.

CDS 決議については、遵守計画の3年間の行動計画 (CAP) の事項 8.3.3 a) で予定されたとおり、2015年からレビューが行われているところである。当該レビューの当初の目的は既存の CDS における不備を取り除き、その有効性を改善することであった。その後、メンバーが将来的な導入を希望している電子 CDS (eCDS) の円滑な実施の促進に目的が変わってきた。

Most recently, CC11 discussed and further amended the current draft revised CDS Resolution, but little progress was made on resolving the outstanding items. CC11 agreed that the remaining issues could continue to be addressed intersessionally. However, to date, the Secretariat has received no advice indicating that significant intersessional progress has been made.

直近では、CC 11 において現在の CDS 決議改正案が検討され、さらなる修正が加えられたが、未解決事項の解決はそれほど進んでいない。CC 11 は、未解決の問題について休会期間中に引き続き対応していくことに合意した。しかしながら事務局は、現時点において、休会期間中に大きな進展があったとする通知を受けていない。

This paper provides:

本文書では以下を提供する。

- Updates on any intersessional discussions conducted since CC11 (where available), and
CC 11 以降に為された休会期間中の検討に関する最新情報 (もしあれば)
- The current status of the draft revised CDS Resolution.
CDS 決議改正案の現在の状況

2. Background 背景

The CDS review process commenced at the Tenth meeting of the Compliance Committee (CC10) in 2015. At that meeting the Secretariat presented a draft revision of the CCSBT CDS Resolution that proposed replacing the existing five CDS forms with five CDS

Certificates: a Farm Stocking Certificate (FSC), a Farm Transfer Certificate (FTC), a Catch/Harvest Certificate (CHC), a Catch Tagging Certificate (CTC), and an Export Certificate (ExC).

CDS レビューのプロセスは、2015年の第10回遵守委員会会合において開始された。同会合において、事務局は、既存の5種類のCDS様式を5種類のCDS証明書（蓄養活け込み証明書（FSC）、蓄養移送証明書（FTC）、漁獲／収穫証明書（CHC）、漁獲標識証明書（CTC）、及び輸出証明書（ExC））に置き換えることを提案したCCSBT CDS決議改正案を提示した。

In early 2016, the Secretariat produced an updated draft Resolution that addressed some of the concerns raised by Members at CC10, and in April 2016, a fourth meeting of the Compliance Working Group (CCWG4) was convened intersessionally to consider the details of that draft¹. As part of its discussions, CCWG4 proposed a new combined Catch/ Harvest and Export Certificate (CHEC)² so that only a single Certificate would need to be completed for each combined offloading/ export event, as is the case with Catch Monitoring Forms (CMFs) currently.

2016年初頭、事務局はCC10においてメンバーから提起された懸念の一部に対応したCDS決議改正案のアップデート版を作成し、2016年4月には、当該改正案を詳細に検討するための第4回遵守委員会作業部会（CCWG4）が招集された¹。この議論の一貫として、CCWG4は、出荷と輸出が一連の流れとして行われる場合、現行の漁獲モニタリング様式（CMF）と同様に1枚の証明書を完成させれば可とすることができるよう、新たに漁獲／収穫及び輸出証明書（CHEC）²を提案した。

In October 2016, CC11 made further revisions to the main Resolution text as well as to Appendix 2³, but not to any other elements of the Resolution. CC11 agreed that any remaining issues could continue to be addressed intersessionally.

2016年10月、CC11は決議本文及び別添2³についてさらなる修正を行ったが、決議の他の部分には何ら修正を行わなかった。CC11は、その他の未解決事項については休会期間中に引き続き対応していくことに合意した。

3. Intersessional Discussion Following CC11

CC11以降の休会期間中の議論

Circular #2017/023 requested that Members provide an update on the progress that had been made intersessionally towards resolving the remaining issues in the draft revised CDS Resolution. Responses were received from four Members: Australia, the European Union, Korea and New Zealand. Of those responses, New Zealand indicated that it was continuing its discussions with Japan, and Korea indicated it wished to initiate discussions with the Secretariat to try to resolve its difficulties.

回章 #2017/023において、メンバーに対し、CDS決議改正案における未解決の課題の解決に向けて休会期間中に為された進捗状況の最新情報を提供するよう要請し

¹ Refer to paper CCSBT-CCWG/1604/04 文書 CCSBT-CCWG/1604/04 を参照されたい。

² This was created by adding parts of the proposed ExC to the end of the proposed CHC この証明書案は、CHC案の最後にExC案の一部を追加する形で作成された。

³ Minimum Procedural and Information Standards for CCSBT Member and Cooperating Non-Member (CNM) Tagging Programmes CCSBTのメンバー及び協力的非加盟国（CNM）による標識装着計画にかかる手続き及び情報に関する最低基準

た。オーストラリア、欧州連合、韓国及びニュージーランドの4メンバーから回答を受領した。これらの回答の中で、ニュージーランドは日本と引き続き協議していることを示唆し、韓国は同国の問題の解決を試みるべく事務局との協議を開始する意向を示した。

Korea's difficulties concern paragraph 6.6 of the draft revised Resolution, and are noted in the final report of CCWG4⁴ as follows:

韓国の問題とは、決議改正案パラグラフ 6.6に関するものであり、CCWG 4 報告書⁴では以下のとおり記載されている。

“... the requirement to validate landed weights on the CHEC causes significant difficulties for Korea, particularly for transshipments at sea that are exported directly to Japan. Korea is currently not able to delegate its validation role to a non-government entity. Considerable cost, such as storage costs in bonded areas and delays in collecting payment, would be incurred during the period of validating CDS certificates by the authority in Korea and sending those certificates back and forth to Japan. Consequently, Korea is currently unable to accept the CHEC.”

「CHEC における水揚げ重量の確認要件は、韓国の、特に洋上転載後に日本に直接輸出する場合において、非常な困難を生じさせることとなる。韓国は、現時点において、同国による確認の任務を非政府主体に委任することができない。韓国の当局による CDS 証明書の確認及びこれら証明書の日本との往復の間に、保税地における保管費用といった相当程度のコストや支払金回収の遅延が発生するおそれがある。このため、韓国は、現時点では CHEC を受け入れることができない。」

One option to resolve these difficulties could be for Korea to amend its domestic regulations to allow delegation of its validation role to a non-Government entity. However, this option appears to be impractical for Korea at the current time.

こうした問題を解決する一つのオプションは、韓国が同国による確認の任務を非政府主体に委任することができるよう、同国の法令を改正することである。しかしながら、現時点においてこのオプションは韓国にとって実施困難なようである。

An alternative approach could be to allow Korean officials to validate CHECs remotely following receipt of facsimiled or electronic copies of the certified landed weight information.

代替的なアプローチとしては、韓国の担当官が、水揚げ重量の証明情報をファクシミリ又は電子的コピーとして受領した上で遠隔的に CHEC を確認できるようにすることが考えられる。

In order for this approach to be considered, the CDS Resolution would need to be amended to clarify that:

このアプローチについて検討するためには、以下を明確にすべく CDS 決議を修正する必要がある。

- Validation may be conducted remotely following receipt and checking of copies of certified landed weight information, and
水揚げ重量の証明情報の写しの受領及びチェックを行った上で、遠隔的に「確認」を行うことができること

⁴ Refer to paragraph 15 of the CCWG4 meeting report CCWG 4 会合報告書パラグラフ 15 を参照

- Transmission of electronic copies of validator-signed and sealed CHECs are acceptable for this purpose.
この目的のために、権限を付与された確認者により署名押印された CHEC の電子的コピーの伝送が認められること

The Secretariat has proposed some new revisions to paragraph 6.6 of the main Resolution text (square-bracketed and highlighted in grey) to try to allow for this situation.

事務局は、この状況を可能とするための決議本文パラグラフ 6.6 の新たな修正案（角括弧及び灰色で着色した部分）を提案した。

4. Current Status of the Draft Revised CDS Resolution

CDS 決議改正案にかかる現在の状況

The table below summarises the current status of the draft CDS Resolution. Additional information on the status of each element of the Resolution is provided at **Attachment A**. Little has changed from the comparable table that was provided to CC11⁵.

下表は、CDS 決議改正案にかかる現在の状況をまとめたものである。決議の各要素の状況に関する追加的な情報については別紙 A に示した。この比較表は、CC 11 に対して提出したもの⁵からほとんど変わっていない。

Revised CDS Resolution 改正 CDS 決議	Status 状況	
Main Resolution Text 決議本文	Not agreed: 合意されていない： <i>Square-bracketed and yellow-highlighted text from CC11 remain to be reviewed.</i> CC 11 において角括弧及び黄色で着色された文言について、引き続きレビューが必要 <i>The Secretariat has also added some newly proposed grey-highlighted text within the square brackets of paragraph 6.6 to try to assist with resolving Korea's validation difficulties as outlined in section 3 above</i> 事務局は、上記セクション3 で示した韓国の「確認」に関する問題の解決を支援するため、パラグラフ 6.6 の角括弧部分に新たな文言の追加（灰色で着色）を提案した。	
Appendix 1 別添 1 (Certificates) (証明書)	Certificate 証明書	Instructions 記入要領
FSC	Not agreed 合意されていない	Not agreed 合意されていない
FTC	✓ Agreed 合意済	✓ Agreed 合意済
CHEC	Not agreed 合意されていない	Not yet drafted 未作成
ExC	Not agreed 合意されていない	Not agreed 合意されていない
CTC	✓ Agreed 合意済	Not agreed 合意されていない
Appendix 2 別添 2 (Tagging programme) (標識計画)	✓ Agreed 合意済	

⁵ Page 2 of paper CCSBT-CC/1610/14

<p>Appendix 3 別添 3 <i>(Executive Secretary's 6/12 monthly CDS reports)</i> <i>(事務局長による 6 か月/年次報告書)</i></p>	<p>Not reviewed by CCWG4 or CC11 and therefore remains unchanged from when it was initially presented to CCWG4 CCWG 4 又は CC 11 においてレビューされなかったため、CCWG 4 に当初提示された案から変更が行われていない</p>
---	---

5. Draft Revised CDS Resolution Text

CDS 決議本文の改正案

The Secretariat has collated a complete copy of the current draft revised CDS Resolution. It is available for Members' reference at **Attachment B** and includes:

事務局は、メンバーが参照できるよう現在の CDS 決議改正案の全体版を別紙 **B** のとおりとりまとめた。これには以下が含まれる。

- the two draft revised CDS Resolution elements updated at CC11⁶,
 CC 11 においてアップデートされた、CDS 決議改正案の中の二つの要素⁶
- the Secretariat's proposed new amendment to paragraph 6.6 within the main CDS Resolution text, and
 CDS 決議本文の paragraph 6.6 について事務局が提案した新たな修正案
- the draft revised CDS Resolution elements that have remained unchanged since the completion of CCWG4⁷.
 CDS 決議改正案のうち、CCWG 4 の閉会以降に変更が行われていない要素⁷

As previously, text that has not yet been agreed is highlighted and 'square bracketed' within the attachment:

以前と同様に、合意されていない文言については、角括弧で囲むとともに以下のとおり着色している。

- Yellow-highlighted text represents text not agreed by the completion of CC11, and
 黄色の着色部分は、CC 11 閉会までに合意されなかった文言を示す。
- Grey-highlighted text represents new text that the Secretariat added to paragraph 6.6 to try to assist Korea to resolve its CHEC validation difficulties.
 灰色の着色部分は、韓国による CHEC の確認の問題の解決を支援するために事務局が paragraph 6.6 に追加した新たな文言を示す。

⁶ The main draft Resolution text (not agreed) and the agreed Appendix 2 text 決議本文案（合意されていない）及び合意済の別添 2

⁷ Appendices 1 and 3 of the CDS Resolution CDS 決議別添 1 及び 3

6. Recommendations 勧告

It is recommended that Members:

メンバーに対して以下を勧告する。

- Consider the current proposed draft CDS Resolution, in particular those items which have not yet been agreed. Members could try to agree any outstanding items or alternatively could consider rejecting the 2016 draft revised CDS Resolution. If the draft revision is rejected, Members may wish to consider whether any aspects of the draft revision should be kept for inclusion in the existing CDS Resolution;
現在の CDS 決議改正案、特にまだ合意されていない事項について検討すること。メンバーは、未解決の事項について合意を試みるか、又は 2016 年の CDS 決議改正案を否決することを検討することができる。決議の改正案が否決された場合、メンバーは、改正案の何らかの側面を既存の CDS 決議に取り入れるべきかどうかについての検討を求める可能性がある。
- Note that if a modified CDS Resolution is agreed, associated CCSBT systems and processes such as CCSBT's CDS database, its reconciliation processes, and measures such as the Minimum Performance Requirements (MPRs) will also need to be updated accordingly;
改正 CDS 決議が合意された場合、CCSBT の CDS データベース、情報の照合プロセス及び最低履行要件 (MPR) といった措置など、関連する CCSBT のシステム及びプロセスについても改正決議に合わせてアップデートする必要があることに留意されたい。
- Make appropriate recommendations to the Extended Commission regarding this review of the CCSBT CDS Resolution, including determining and documenting future work priorities with respect to the CDS Resolution, in particular whether the CCSBT wishes to implement an eCDS and in what timeframe.
CCSBT CDS 決議のレビューに関して、拡大委員会に対して適切な勧告 (CDS 決議に関連する将来的な作業の優先順位、特に CCSBT として eCDS の導入を望むのかどうか、望む場合はそのスケジュールについての判断及び文書化を含む) を行うこと。

Note that part of the first and third dot-points above approximately correspond to project action items 4a) and b) in Table 1 of the proposed draft Compliance Action Plan for 2018 to 2020⁸.

上記のうち一つ目及び三つ目のポツは、2018-2020 年の遵守行動計画 (案)⁸表 1 における行動事項 4a) 及び b) にほぼ対応するものであることに留意されたい。

Prepared by the Secretariat
事務局作成文書

⁸ Refer to paper CCSBT-CC12/1710/12 文書 CCSBT-CC/1710/12 を参照

Details on the Current Status of the Draft Revised CDS Resolution CDS 決議改正案の現状にかかる詳細

Main Resolution Text

決議本文

There are numerous sections of text that were not agreed by CC11 that remain ‘square-bracketed’ within the main Resolution text. Paragraph 6.6 also includes some new grey-highlighted square-bracketed text that the Secretariat has proposed to try to resolve Korea’s issue concerning its current inability to allow delegation of its validation role to a non-Government entity.

本文中に CC 11 において合意に至らなかった部分が多く残されており、決議案の本文中では「括弧書き」とされている。また、現状では非政府主体に確認の任務を委任することができないという韓国の問題の解決を試みるべく、事務局は、パラグラフ 6.6 にいくらかの新たな文言を追加すること（灰色で着色、括弧書き）を提案した。

Appendix 1– Forms/ Certificates

別添 1– 様式／証明書

a) Farm Stocking Certificate (FSC) 蓄養活け込み証明書 (FSC)

CC11 did not agree on a Farm Stocking Certificate (FSC) to replace the existing Farm Stocking Form (FSF). Japan’s preference was that, for farming Members, the FSC information should be incorporated as a section of the proposed Catch/Harvest and Export Certificate (CHEC). This was not supported by Australia.

In the current draft Resolution the farm stocking information remains as a separate Certificate (the FSC).

CC 11 は、既存の蓄養活け込み様式 (FSF) に替わる蓄養活け込み証明書 (FSC) に合意しなかった。日本は、蓄養を行うメンバーに対し、FSC の情報は漁獲／収穫及び輸出証明書 (CHEC) 案の一部としてこれに含めるべきであるとした。オーストラリアはこの提案を支持しなかった。

現在の決議案では、蓄養場への活け込みに関する情報は別の証明書 (FSC) とされている。

b) Farm Transfer Certificate (FTC) 蓄養移送証明書 (FTC)

The FTC and its instructions were all agreed by CCWG4 and should not require further discussion.

FTC 及びその記入要領は CCWG 4 において全面的に合意されたので、さらなる議論は不要である。

c) Catch/ Harvest and Export Certificate (CHEC) 漁獲／収穫及び輸出証明書 (CHEC)

CC11 did not agree a finalised CHEC, and its design requires further discussion by Members. Due to the uncertainty remaining about the final design of the CHEC, instructions for this Certificate have not yet been developed by the Secretariat.

CC 11 は、CHEC の最終版に合意せず、その設計についてメンバーによるさらなる検討が必要とされた。CHEC の最終版に関する不確実性が残されているため、事務局は同証明書の記入要領案をまだ作成していない。

A major area of disagreement was whether the FSC should be incorporated as a section of the CHEC and if not, whether any associated FSCs¹ should be attached to CHECs. Neither option was supported by Australia.

合意されていない主な点は、FSCをCHECの一部として含めるべきかどうか、これを含めない場合は関連するFSC¹をCHECに添付させるべきかどうかである。オーストラリアはいずれのオプションも支持しなかった。

Another unresolved issue is that at CCWG4, Korea noted that the proposed requirement to validate landed weights causes it significant difficulties, particularly for transshipments at sea that are exported directly to Japan. This is because Korea is not able to delegate its validation role to a non-government entity. This issue was not resolved during CC11, and so Korea could not support the current draft CHEC design. Korea contacted the Secretariat intersessionally following CC11, and after discussions with Korea, the Secretariat has drafted some additional proposed text for paragraph 6.6 of the main Resolution text which may assist with resolving this issue.

もう一つの未解決の課題は、CCWG4において韓国が指摘した「水揚げ重量の確認を求める要件案は、特に洋上転載された後に日本に直接輸出される場合に非常な困難を生じさせる」との点である。このことは、韓国は確認の行為を非政府主体に委任することができないことに起因する。この問題はCC11では解決されなかったため、韓国はCHECの現時点案を支持することができなかった。

d) Export Certificate (ExC) 輸出証明書 (ExC)

CC11 did not agree on an ExC and its associated instructions. One of the main outstanding issues with the ExC is the proposed requirement that only one preceding CHEC or ExC document be associated with each ExC. This is required now for REEFs, but is not implemented by all Members. At CCWG4 both Japan and Korea advised they are not currently able to meet this requirement.

CC11は、ExC及びその記入要領について合意しなかった。ExCにかかる主な未解決の課題は、「各ExCに関連する先行するCHEC又はExCを一枚のみとする」との要件案である。これは現行のREEFでも求められている要件であるが、全メンバーによってこの要件が実施されている状況にはない。CCWG4において、日本及び韓国の両国は、現時点ではこの要件を履行することができないと述べた。

A possible solution includes removing this requirement and accepting that, as a consequence, the Secretariat will not be able to check for over-utilised CDS documents. Alternatively an exemption to this requirement could be provided for a specified period while systems are developed that would enable it to be met in the future.

考え得る解決策としては、この要件を削除し、事務局がCDS文書の過剰利用を確認することができないという現状を受け入れることが考えられる。代替案としては、将来的に当該要件を履行することができる制度が確立されるまでの特定の期間について、当該要件を適用除外とすることが考えられる。

In addition, as mentioned for the CHEC (refer to item c) above), Australia did not support requiring FSCs to be attached to ExCs as part of the set of ‘Preceding Certificates’

¹ And/or Farm Transfer Certificates 及び／又は蓄養移送証明書

requirements.

さらに、上記の CHEC（項目 c）でも述べたとおり、オーストラリアは「先行する証明書」の添付要件の一環として ExC に FSC を添付する要件を支持しなかった。

If these and other outstanding issues can be resolved, it should then be possible to quite quickly agree and finalise the ExC instructions.

これらの課題及びその他の未解決の課題が解決できれば、ExC 記入要領について速やかに合意し、これを最終化できるものと考えられる。

e) Catch Tagging Certificate (CTC) 漁獲標識証明書 (CTC)

The CTC was agreed by CCWG4 but its instructions have not yet been finalised. It should be possible to agree the instructions quickly if the CHEC can be finalised. Note that the Secretariat has proposed updating the definition of the “GGH” processed state code to match the definition on the last page of the ExC instructions.

CTC は CCWG 4 により合意されたが、その記入要領はまだ最終化されていない。CHEC が最終化されれば、CTC 記入要領についても速やかに合意できるものと考えられる。事務局は ExC 記入要領の最終ページに掲載している定義と合致させるため、加工状態に関するコードのうち「GGH」の定義のアップデートを提案していることに留意されたい。

Appendix 2 (CCSBT Tagging Programme)

別添 2 (CCSBT 標識計画)

Further revisions to Appendix 2 were agreed by CC11 which were that:

CC 11 は、別添 2 に対するさらなる修正点として以下に合意した。

- CCSBT logos/identifiers must be present on all CCSBT tags, and
全ての CCSBT 標識には、CCSBT のロゴ／識別子がなければならないこと
- the tags used will remain flexible despite temperatures down to at least -60°C, salt water and rough handling.
使用される標識は、少なくともマイナス 60°C、海水及び手荒い扱いといった環境下でも柔軟性が保たれなければならないこと

Appendix 3 (Six-monthly/ Annual CDS Reports)

別添 3 (6 か月／年次 CDS 報告書)

This Appendix was not discussed, updated or agreed by CCWG4 or CC11 because it would have been premature to do so when not all the Certificates and their associated instructions had been finalised. Therefore, this Appendix currently remains unchanged from the draft Appendix 3 that was attached to paper CCSBT-CCWG/1604/04.

この別添については、全ての証明書及び関連する記入要領が最終化されていない状態で検討、アップデート又は合意することは時期尚早と考えられたことから、CCWG 4 又は CC 11 では取り扱われなかった。このため、現時点では、この別添については文書 CCSBT-CCWG/1604/04 に添付された別添 3 の改正案から変更が加えられていない。

CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議案

(第2x回委員会年次会合 (20xx年10月xx日) において改正)

みなみまぐろに関する違法、無報告、無規制 (IUU) 漁業が資源状況に悪影響を及ぼすことを懸念し、

漁獲証明制度 (CDS) の策定のために 2005 年の CCSBT12 で採択された原則及び 2006 年の CCSBT 13 において採択された‘貿易の有無にかかわらずみなみまぐろのすべての漁獲を記録するための CDS の実施に関する決議’に照らし合わせ、

メンバー及び協力的非加盟国 (CNM) が漁獲から少なくとも国内市場及び輸出市場における最初の販売までの合法的な SBT 製品の情報の記録及び伝達並びに確認を行う必要性に留意し、

地域漁業管理機関間で漁獲証明制度の調和を達成しようとする目標を念頭に置き、

それぞれのメンバー及び協力的非加盟国による SBT の漁獲を正確に確認するために、CDS が世界の SBT 漁業のすべてのセクターを通じ、一貫的かつ包括的に適用されなければならないことを強調し、

CDS が、紙による CDS 又はウェブを活用した電子 CDS (eCDS) のいずれかにより運用される可能性があることを認識し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条 3(b) に従い、みなみまぐろの保存のための拡大委員会 (CCSBT) は委員会の保存措置の遵守状況を監視するため、次の措置を採択する。

1. 一般条項及び適用

1.1 本決議において、「文書」及び「証明書」とは、以下のいずれかのことをいう。

- 紙の文書及び証明書、又は
- メンバー又は協力的非加盟国が、紙による漁獲標識証明書の代わりに国内で使用している電子的な漁獲標識証明書、又は
- 電子的な文書及び証明書であって、ウェブを活用した CCSBT eCDS により生成されたもの。

別添 1-3 は、本 CDS 決議の一部と見なされなければならない。

1.2 本決議において、「出荷」とは、港での水揚げに当たる出荷であるかどうかにかかわらず、SBT 製品を**最初**かつ物理的に蓄養場 (すなわち収穫) 又は漁船から取り出すことをいう。このため、本決議において、

- 国産品の水揚げ¹、又は冷凍倉庫若しくは輸出の仕向地における荷下ろし、転載及び蓄養場からの SBT の収穫はすべて出荷に含まれる。
- 1.3 すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、みなみまぐろ(SBT)のための CCSBT CDS を実施し、本決議に該当するすべての SBT に関する移動を文書に記録しなければならない。CCSBT CDS は、CCSBT CDS 文書の作成及び SBT の標識装着を含む。
- 1.4 メンバー、協力的非加盟国又は CDS に協力するその他の国/漁業主体 (OSEC²) の管轄権の下でのすべての SBT の出荷、及び/又は転載、国産品の水揚げ¹、輸出、輸入及び再輸出について、すべての SBT は、本決議のセクション 3 に記載される紙の文書が 1 つ添付されなければならない。本要件の免除は認められない。しかしながら、肉以外の魚体の部位³ (即ち、[[頭、]]目、卵、内臓、尾) については、文書なく輸出/輸入することができる。
- 1.5 メンバー又は協力的非加盟国の管轄権の下での、蓄養場への SBT の移送及び蓄養場間の SBT の移送は、規定に則り、[[蓄養活け込み証明書及び]]蓄養移送証明書として文書化されなければならない。
- 1.6 遊漁により漁獲された魚の販売を禁じているメンバー又は協力的非加盟国は、その遊漁に対し CCSBT CDS の要件を免除することができる。
- 1.7 委員会は、本決議の実施にあたり、SBT の漁獲、水揚げ、転載及び/又は蓄養に関与する拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟国以外の国の適当な当局に対し、協力を要請しなければならない。
- 1.8 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、出荷、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに (SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合) SBT の蓄養を許可されていない蓄養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこから SBT の収穫を認めてはならない。
- 1.9 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、次の場合を除き、標識をともなわない丸の状態⁴の SBT について、出荷、国産品としての水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出を認めてはならない。

¹用語「国産品の水揚げ」とは、メンバーもしくは協力的非加盟国に置籍する船舶又はメンバーもしくは協力的非加盟国の漁船として登録された船舶により漁獲された SBT が、当該メンバー又は協力的非加盟国の領土に水揚げされることをいう。

²用語「CDS に協力するその他の国/漁業主体」とは、この決議への協力を確約することを書面にて表明した国/漁業主体をいい、この決議において「OSEC」と表す。

³この文脈において、魚体の部位から分離されたすべての肉が、肉であると見なされる。

⁴本決議において、洗浄、えらはら抜き、冷凍、鱭、鰓蓋(鰓板)及び尾を除去したもの、及び/又は頭部又は頭部の一部を除去した SBT は丸の状態と見なされる(すなわち、丸の状態の製品タイプには少なくとも RD, GG, GGO, GGT, DR, DRO 又は DRT が含まれる)。フィレ(FIL)やロイン(LOI)のように加工処理を施した SBT は、丸の状態とは見なされない。

- 1.9.1 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識が装着されることを条件に、標識なく SBT を出荷することができる。
- 1.9.2 CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、出荷時に標識を装着することができる。
- 1.9.3 予期せぬ SBT の混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、出荷時に標識を装着することができる。
- 1.10 標識が偶発的に外れ/破損し再装着できない、又は標識が破損し標識番号が判読できないという特別な状況においては、可及的速やかに、かつ、出荷の時点までに、代替の標識を装着しなければならない。
- 1.11 メンバー及び協力的非加盟国は、事務局長に対し、出荷後 7 日以内に、1.9.2、1.9.3 又は 1.10 に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着された SBT の尾数及び 1.10 については元来 (判明している場合) の標識番号及び新たな標識番号を提供しなければならない。
- 1.12 メンバー及び協力的非加盟国は、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態⁴の SBT に留まることを義務づけなければならない。その後も丸の状態の魚に標識が留まることを奨励しなければならない。

2. 必要となる登録

- 2.1 蓄養場記録が、許可された蓄養場を特定するため、事務局長によって作成、維持される。
- 2.2 事務局長によって維持される漁船記録により、許可漁船が特定される。
- 2.3 上記の許可登録に含まれない漁船及び/又は蓄養場の情報が記録されている CCSBT CDS 文書は、本制度の目的に対する有効な文書と見なされない。

3. 必要となる文書及び情報

- 3.1 CCSBT CDS 文書は、次のとおり。
 - 3.1.1 [[蓄養活け込み証明書 (FSC)]]—SBT の漁獲、曳航及び蓄養場への活け込みプロセスにともなうすべての SBT 死亡魚の情報を記録。
 - 3.1.2 蓄養移送証明書 (FTC) —蓄養場間の SBT の移送の情報を記録。
 - 3.1.3 [[漁獲/収穫及び輸出証明書 (CHEC) —すべての SBT の漁獲/収穫、出荷、水揚げ及び転載、輸出及び輸入の情報を記録。]]
 - 3.1.4 漁獲標識証明書 (CTC) —CDS の一環として標識装着された個別の SBT の情報を記録。

- 3.1.5 [[輸出証明書 (ExC) – 漁獲/収穫及び輸出証明書及びすべての先行する輸出証明書によってすでに記録された SBT であって、その後全量又は一部が輸出又は再輸出される SBT の情報を記録。]]
- 3.2 3.1 に定められる CCSBT CDS 文書に含まれるべき情報と関連する指示事項は、別添 1 のとおり。
- 3.3 承認された CDS 文書の採択後は、メンバー独自のバージョンを作成するための以下の変更のみ認められる⁵。
- 翻訳の追加又は書式の変更といった最小限の変更
 - 漁獲/収穫及び輸出統合証明書については、
 - 当該メンバーが転載を行わない場合にあっては、転載の部の削除
 - 当該メンバーが SBT の輸出に関して漁獲/収穫及び輸出統合証明書を使用しない場合にあっては、輸出及び輸入の部の削除
- 情報欄が該当しないという場合を除き、別添 1 に示した標準文書から情報欄を削除することは認められない。
- 3.4 3.3 に従い変更が加えられた文書は、[[CCSBT ウェブサイトへの掲載及び]]メンバー、協力的非加盟国及び SBT の水揚げ、転載、輸入、輸出又は再輸出に関与していることが知られている非加盟国に配布するため、直ちに事務局長に提供されなければならない。
- 3.5 CDS 文書及びその内容に関する大幅な変更は、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。
- 3.6 CCSBT CDS 文書は、固有の番号が付されていないなければならない。

4. CDS 文書の修正又は取消し

- 4.1 CDS 証明書が修正された場合、証明書の発行国及び受領国である両国は、四半期ごとの CDS 文書提出の一環として、事務局長に対してすべての修正された証明書の写しを提出しなければならない。さらに、
- 4.1.1 輸入者の部以外の部は発行したメンバー/協力的非加盟国のみがこれを修正することができ、輸入者の部は輸入するメンバー/協力的非加盟国のみがこれを修正することができる。
- 4.1.2 すべての修正された証明書は、規定に則り、発行者/輸入者により再証明及び場合によっては再確認⁶されなければならない。
- 4.2 証明書が当局による確認後に取り消された場合、発行したメンバー/協力的非加盟国は、以下により CDS 文書を取り消すことができる。

⁵ただし、漁獲標識証明書に対する情報欄の追加を除く。

⁶修正された証明書のうち関連する確認の部があるものについては、必ず再確認される必要がある。

- a) 発行するメンバー/CNMにより、代替証明書が発行、証明及び確認（該当する場合）される。
 - b) SBTが輸出/再輸出される場合、代替証明書は、輸入するメンバー/協力的非加盟国によって証明されなければならない。
- 4.2.1 発行するメンバー/協力的非加盟国は、四半期毎のCDS文書提出の一環として、事務局長に対し、代替証明書に関連するすべての証明書番号とともに、取り消された証明書のリストを提出しなければならない。
 - 4.2.2 輸入するメンバー/協力的非加盟国は、四半期ごとのCDS文書提出の一環として、事務局長に対し、輸入者によって証明された代替証明書を提出しなければならない。

5. 標識装着

- 5.1 メンバー及び協力的非加盟国は、次の場合を除き、捕殺時、丸の状態のSBTにSBT標識を付することを義務づけなければならない。
 - 5.1.1 SBTが捕殺の直後かつ出荷の前までに丸⁴でない状態に加工される場合、SBTに標識を装着する必要はないが、漁獲標識様式に当該SBTの標識番号及び詳細が記録されるよう、当該SBTに対して標識番号を割り当てなければならない。
 - 5.1.2 蓄養事業の場合、捕殺後30時間以内に標識を付することができる。
 - 5.1.3 CCSBT許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、出荷時に標識を付することができる。
 - 5.1.4 予期せぬ混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、出荷時に標識を付することができる。
- 5.2 3.1.4のとおり、漁獲標識証明書は、個別のSBTについて関連する標識情報が記録される。漁獲標識証明書は、捕殺時以降できる限り速やかに記入されなければならない。体長及び重量の測定は、SBTの凍結前に実施されなければならない。船上において測定が正確に実施できない場合、測定及び関連する漁獲標識証明書への記入がSBTのさらなる移送の前に行われることを条件に、出荷の時点で行うことができる。
- 5.3 完成した漁獲標識証明書は、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に提供され、漁獲標識証明書の情報は、四半期ごと、電子媒体を通じ、事務局長に対し、提出されなければならない。
- 5.4 [[完成した漁獲標識証明書の写しは、関連する漁獲/収獲及び輸出証明書（CHEC）及び輸出証明書（ExC）に添付されなければならない。]]
- 5.5 標識装着計画は、別添2に定められた手続き及び情報に関する最低基準を満たさなければならない。
- 5.6 メンバー及び協力的非加盟国は、SBT標識の許可されない使用を禁止しなければならない。

6. 確認

6.1 CCSBT CDS 文書は、規則に則り、次に該当する者によって、確認されなければならない。

6.1.1 [[蓄養活け込み証明書については、]]捕獲された SBT に対応する国別配分量を保有している旗国であるメンバー若しくは協力的非加盟国の政府職員。

6.1.2 漁獲/収穫及び輸出証明書については、漁獲/収穫した船舶の旗国であるメンバー若しくは協力的非加盟国の政府職員、又は当該船舶が用船契約に基づき操業している場合にあつては、当該用船先のメンバー若しくは協力的非加盟国の権限を有する当局若しくは機関。

6.1.3 すべての SBT の輸出については、輸出するメンバー又は協力的非加盟国の政府職員。

6.1.4 すべての SBT の再輸出については、再輸出するメンバー、協力的非加盟国又は OSEC の政府職員。

6.2 CDS 文書の確認権限は、該当する国/漁業主体の政府職員から権限を付与された者[[であつて、その者が SBT 漁業及びその製品に対する相当の利害関係を有さない者である場合に限り、これを]]委任することができる。委任された者を利用するメンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。CCSBT CDS 文書を証明する者は、当該文書を確認する者と同一であつてはならない。

6.3 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、確認に関する情報を提供しなければならない(政府職員及び個人が CCSBT CDS 文書の確認を行う権限を行使するよりも前に、確認のタイプ、文書の確認を行う組織の名称、文書の確認を行う政府職員の氏名、肩書き及び署名、封印又は印鑑の印影見本及び代理権を有するすべての者のリストを含む)。メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、事務局長に対し、すべての変更について、変更が生じた日付から 15 日以内にこれを通知しなければならない。

6.4 事務局長は、6.3 に定められた情報の維持を行い、確認を行う当局にかかる更新履歴を CCSBT ウェブサイトのプライベート・エリアに遅滞なく掲載するとともに、すべてのメンバー、協力的非加盟国及び OSEC に対して、当該履歴に対するアクセスを提供する。

6.5 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、3.1 に定められる CCSBT CDS 文書のうち、完全でないもの、明らかに誤った情報が記載されているもの又は本決議の求めるとおり確認されていないものについて、確認をしてはならない。

6.6 [[メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、CHEC に記録された「計量及び確認された水揚げ重量」が正確であることを確認するための十分な証拠を確かめることなしに、漁獲/収穫及び輸出証明書（CHEC）の確認をしてはならない。]]

6.6 bis Sufficient evidence to confirm the verified landed weights on CHECs includes:

CHEC における確認された水揚げ重量を確認するための十分な証拠には、以下が含まれる。

- Physical inspection by the Flag Member validator or examination of the landing by an authorised third party contracted by the Flag Member, or
旗国であるメンバーから権限を付与された確認者による物理的な検査、又は旗国であるメンバーとの契約により権限を付与された第三者による水揚げ重量の検査、又は
- The Flag Member's validator receiving facsimiled or electronic copies of official landed weight certifications and checking these against the CHEC catch/harvest weights.
旗国であるメンバーの権限を付与された確認者が、ファクシミリ又は電子的手段を通じて公的な水揚げ重量証明を受領し、これを CHEC の漁獲/収穫重量と照合すること

Validators shall sign and seal (i.e. validate) either the original documents (where available) or electronic copies of the CHEC.]]

権限を付与された確認者は、CHEC の原本（利用可能な場合）又は電子コピーのいずれかに署名及び押印（すなわち確認）しなければならない。

- 6.7 メンバー、協力的非加盟国又は OSEC は、出荷、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出において、当該 SBT の貨物に必要なとされる文書の一部又はすべてがともなわれていない場合、証明書において必要とされる情報欄の記載に不備がある場合又は証明書が本決議の求めるとおり確認されていない場合、いかなる SBT も受け入れてはならない。
- 6.8 全量又は一部が標識の装着されていない丸の状態の SBT からなる貨物について、出荷、転載、国産品の水揚げ、輸出（国産品の水揚げ後の輸出を含む）、輸入又は再輸出の確認又は受け入れをしてはならない。
- 6.9 メンバー及び協力的非加盟国は、CDS 文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、出荷及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない。

- 6.10 メンバー及び協力的非加盟国は、6.9 に従い実施した監査の種類及びカバー率並びに遵守の程度に関する詳細を、SBT 漁業に関する年次報告に含めなければならない。

7. 情報交換及びデータの機密性保護

- 7.1 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、受領したすべての CCSBT CDS 文書原本（又はスキャナーによって作成した原本の電子コピー）を、文書上に記載された直近の日付から最低3年の間、保持しなければならない。メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、発行した CCSBT CDS 文書の写し（又はスキャナーによって作成した原本の電子コピー）についても、文書上に記載された直近の国/主体による発行日から最低3年の間、保持しなければならない。これら CDS 文書の写し（漁獲標識証明書⁷ 及びまだウェブを利用した eCDS システムを通じて事務局長に提出されていない CDS 文書を除く）は、四半期ごとに事務局長に提出されなければならない⁸。

また、各月において取り消されたすべての文書のリスト（文書番号、文書の種類及びもしあれば予定されている輸出先）は、事務局長に対して四半期ごとに提出されなければならない⁸。

- 7.2 事務局長は、CDS 文書の原資料を電子データベースに蓄積しなければならない。事務局長は、かかるデータベースにおける原資料の機密性を確保し、国/漁業主体に対しては、当該国/漁業主体が確認した CCSBT CDS 文書及び本決議に基づき受領が必要なものとしてあらかじめ規定されたすべての関連文書に関する原資料のみ提供する。国/漁業主体が他の国/漁業主体に関係する CCSBT CDS 文書を求めた場合、事務局長は、後述の取極によってのみかかるデータを公開できる。
- 7.3 事務局長は、CCSBT CDS を通じて収集されたデータについて、1月1日から12月31日までの期間のものについては翌年6月1日までに、1月1日から6月30日までの期間のものについては同年12月1日までに、拡大委員会に報告しかつすべてのメンバー及び協力的非加盟国に回章しなければならない。かかる報告書に含まれる情報は、別添3に定める。事務局長は、メンバー及び協力的非加盟国の指定する一つの当局にのみ、かかる報告書の写しを電子媒体にて提供しなければならない。

⁷ 漁獲標識証明書に提供すべき情報の要件は、5.3 に定められている。

⁸ 紙の証明書原本の写し又は証明書のすべての情報を含む電子書式のいずれか。

- 7.4 事務局長は、次により構成される報告書を CCSBT ウェブサイトのパブリック・エリアに掲載する。
- 漁獲に関する以下の詳細：
 - 船籍のおかれる国/漁業主体
 - 収穫年
 - 確認された水揚正味重量⁹推定原魚重量（変換係数を利用して確認された正味重量から算出する）
 - 最初の輸出(再輸出は除く)に関する以下の詳細：
 - 船籍のおかれる国/漁業主体
 - 仕向先の国/漁業主体¹⁰
 - 輸出される正味重量
 - パラグラフ 3.4 に従って提出された、変更が加えられた CDS 文書の写し
- 7.5 科学委員会、遵守委員会又はその他の委員会補助機関の要求がある場合、事務局長は、委員会の同意を得て、CCSBT CDS により収集されるデータについて、7.3 に定められるところよりも頻繁又は詳細なものを、当該機関に対し、提供しなければならない。
- 7.6 事務局長は、7.1 により提供されたデータを分析のうえ、確認された相違を関係のあるメンバー又は協力的非加盟国に通知しなければならない。

8. CDS 文書の確認

- 8.1 メンバー及び協力的非加盟国は、その権限のある当局又はその他権限を付与された者もしくは機関が、その領土に国産品として水揚げされる、その領土へ輸入される、その領土から輸出又は再輸出される SBT の貨物を確認し、SBT の貨物について確認された CCSBT CDS 文書を検査するための措置を講じることを確保しなければならない。当局又は許可を付与された個人もしくは機関は、CCSBT CDS 文書及び関連する文書に記載された情報を確認するために、貨物の内容物を検査できるものとし、必要であれば、関係する業者とともに確認を実施しなければならない。
- 8.2 メンバー及び協力的非加盟国は、情報を精査し、CDS 報告書における情報について、事務局長からのデータとの比較により確認された不調和を含め、確認された不正行為を調査、解決しなければならない。特に、メンバー及び協力的非加盟国は、入手可能な情報を利用し、7.3 に基づく事務局長による報告書の照合を行わなければならない。

⁹ CHEC セクション 3 の推定正味重量と CHEC セクション 6 の確認された重量の調整により算出される。

¹⁰ 輸出証明書において仕向先が輸入地点と異なる場合は、輸入する国/漁業主体を用いること。

- 8.3 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、次のいずれかに該当する SBT の貨物について、事務局長並びに関係するメンバー、協力的非加盟国及び OSEC に対し、可及的速やかに通報しなければならない。
- 8.3.1 関連する CDS 文書に含まれる情報に疑義がある場合。
- 8.3.2 CCSBT CDS 文書が不完全、行方不明又は確認されていない場合。
- 8.4 メンバー及び協力的非加盟国は、8.1 及び 8.2 に規定される懸念事項を国内法に従い精査、調査及び解決するため、関連当局と協力するとともに必要なすべての手段を講じ、事務局長による委員会への報告書に含めるため、その結果を事務局長に通知しなければならない。
- 8.5 遵守委員会は、7.3 及び 7.4 の事務局長によってとりまとめられた要約情報を、確認された不正行為及び不調和並びに 8.3 に基づき通報された調査の結果を含め、検討する。
- 8.6 委員会は、遵守委員会の勧告を受けて、確認調査の結果に関連して必要となる対応を検討することができる。かかる対応には、ここに記載される遵守措置又は関連する他の遵守措置の見直しを含むが、それに限定されるものではない。
- 8.7 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、CDS 文書が偽造されないこと及び又は誤った情報を含まないことを確保するために、協力しなければならない。

9. 情報へのアクセス及び保護

- 9.1 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC の国内法令により、CCSBT CDS から作成される情報は、機密情報として扱われなければならない、CCSBT の目的に適う形で又は委員会が合意するその他の目的のためにのみ使用することができる。
- 9.2 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、必要な場合には、漁獲の検証手続きを支援するべく、必要となる有益な情報の交換に合意し、適当な場合には、CDS に関する情報の伝達の完全性を検証し、不調和を一致させるのに必要となる可能性のある証拠を交換することに合意する。

10. 実施及びレビュー

- 10.1 **[[本決議は、2018~~7~~年1月1日以降の最初の漁期の開始時点から発効する。それまでの間、現行のCDS決議を適用する。]]**
[[注：漁期と合わせた移行期間を検討]]
- 10.2 遵守委員会は、毎年、本決議の運用にかかるレビューを行い、実施上の問題、長所及び弱点を特定し、本決議の改善の選択肢及びその選択肢を支持する手続を拡大委員会会合で勧告する。レビューには、CDS 文書の運用、及び(紙ベースのシステムに対する)eCDS が導入された場合にはその運用、メンバー及び協力的非加盟国により報告された標

識の破損又は紛失並びに 1.9 及び 1.10 において使用を免除した程度に関係する懸念事項が含まれる。

- 10.3 事務局長は、遵守委員会によるレビューを補佐するために、電子書類及び魚の標識に関連する利用可能な技術をモニターする。

漁獲証明制度様式



漁獲証明制度

● 漁獲した船舶の部

漁獲した船舶の名称	船籍がおかれる国/漁業主体における登録番号	船籍がおかれる国/漁業主体
漁獲期間		漁獲のあったCCSBT統計海区
初日	最終日	

● 曳航の部

曳航船の名称	船籍がおかれる国/漁業主体における登録番号	船籍がおかれる国/漁業主体	曳航開始年月日

死亡魚に関する詳細

曳航いけす数	期間		死亡魚の重量(kg)
	最初の曳航	最後の曳航	
この漁獲（曳航中及び蓄養場へのSBTの最終的な移送完了までを含む）の初日以降に生じたSBTの死亡尾数		販売のために 保持された死亡魚 の尾数	販売のために 保持されなかった死亡魚 の尾数

● 蓄養移送の部

SBT蓄養場の名称	移送期間		SBTの平均重量(kg)	重量の推定方法	確認された全重量(kg)	尾数
	初日	最終日				

● 確認の部

割当所有者による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。						
氏名	署名	日付				
当局による確認: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。			公印			
氏名及び肩書き	署名					
	日付					

蓄養活け込み証明書 記入要領

この証明書は、捕獲したみなみまぐろ (SBT) に対して国別割当配分を所有している国/漁業主体の当局によって作成される。

この証明書は、漁期の終了までに作成し、また該当するSBTを「漁獲/収獲証明書モニターング様式」に記録する前に完成しなければならない。

証明書の記入に CCSBT 公用語 (英語及び日本語) 以外の一言語を使用する場合は、書類上に英訳又は和訳を追加すること。

蓄養活け込み証明書は、(1) 漁獲した船舶、(2) 曳航、(3) 蓄養移送及び(4) 確認の4部からなる。

この証明書のすべての部を記入しなければならない。

証明書の見出し

証明書の上部には、以下の情報を必ず記入しなければならない。

証明書番号：この証明書を発行した国/漁業主体により割当てられた固有の証明書番号を記入。

漁獲した船舶の部

漁獲した船舶の名称：漁獲した船舶の名称を記入。

船籍がおかれる国/漁業主体の登録番号：漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体の登録番号を記入。

船籍がおかれる国/漁業主体：漁獲した船舶の船籍がおかれる国又は漁業主体を記入。

漁獲期間：漁獲の初日及び最終日の年月日を記入。

漁獲のあったCCSBT統計海区：SBTが漁獲された統計海区を記入。該当する場合は主要CCSBT統計海区(1から10まで及び14から15まで)の一つを記録し、主要海区に該当しない場合にはその他のCCSBT統計海区(11から13まで)の一つを記録すること。

2以上の漁獲船舶によって漁獲したSBTを1つの曳航いけすに収容した場合の、死亡魚の尾数及び重量並びに各蓄養場に移送したSBTの尾数及び重量については、各船舶に均等に割り当てるものとする。

曳航の部

注：1行につき曳航船1隻について記載すること。

曳航船の名称：曳航船の名称を記入。

船籍がおかれる国/漁業主体の登録番号：曳航船の船籍がおかれる国/漁業主体の登録番号を記入。

船籍がおかれる国/漁業主体：曳航船の船籍がおかれる国又は漁業主体を記入。

曳航開始年月日：曳航を開始した年月日を記入。

死亡魚に関する詳細

すべての曳航中に発生した総死亡量に関する情報が記録されるものとする。

曳航いけす数：曳航いけすの総数を記入。

期間：曳航の初日と最終日を記入。

死亡魚の重量 (kg) : 発生したすべての死亡 SBT の総重量 (kg) を記入。

この漁獲 (曳航中及び蓄養場へのSBTの最終的な移送完了までを含む) の初日以降に生じた SBTの死亡尾数 :

- i) 販売のために**保持された**死亡 SBT の総尾数を記入。
- ii) 販売のために**保持されなかった** (すなわち投棄された又は保持されたが販売されなかった) 死亡 SBT の総尾数を記入。

蓄養移送の部

SBT蓄養場の名称 : SBT が移送される SBT 蓄養場の名称を記入。

移送期間 : 移送の初日と最終日の年月日を記入。

SBTの平均重量 (kg) : 移送されたすべての SBT の平均重量 (kg) を記入。

重量の推定方法 : 平均重量の推定に用いた方法を記入。100尾サンプリング法の場合は100FSと記入。その他の新たな方法については、これが CCSBT 事務局に対して通報された時にコードが策定及び提供される。

確認された全重量 (kg) : 移送されたすべての SBT の確認された全重量 (kg) を記入。

尾数 : 尾数測定により確認された、移送された SBT の総数を記入。

確認の部

割当所有者による証明 : 割当所有者は、この証明書が蓄養場に移送された SBT を正確に記録していることを証明するために、氏名、署名及び日付を記入しなければならない。

当局による確認 : 文書に署名する政府職員¹の署名、日付及び公印とともに、氏名及び肩書きを記入。

¹ 政府職員は、蓄養場があるメンバー又は協力的非加盟国の権限ある当局の職員又はそれによって委任された者でなければならない。委任を行うメンバー又は協力的非加盟国は、事務局長に対し、かかる委任に関する文書の正規の写しを提出しなければならない。



1. 移送の部

CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー	移送しようとする蓄養場の名称	国/漁業主体

2. 曳航の部

曳航船の名称	船籍がおかれる国/漁業主体の登録番号	船籍がおかれる国/漁業主体	曳航年月日

SBTの推定重量(kg)	SBTの推定尾数

3. 受領の部

CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー	受けとろうとする蓄養場の名称	国/漁業主体

4. 確認の部

移送しようとする蓄養場による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	署名	日付

受けとろうとする蓄養場による証明: 私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	署名	日付

畜養移送証明書

記入要領

この証明書は、捕獲したみなみまぐろ (SBT) に対して国別割当配分を所有している船籍がおかれる国/漁業主体によって発行される。

この証明書は、蓄養場間における SBT の移送ごとに添付しなければならず、またこの写しは船籍がおかれる発行国/漁業主体に提出され、及び発行国/漁業主体によって保持されなければならない。その後、船籍がおかれる発行国/漁業主体は、標準的な CDS データ提出期限に従って、この証明書の写しを CCSBT 事務局長に提出しなければならない。

証明書の記入に CCSBT 公用語 (英語及び日本語) 以外の一言語を使用する場合は、書類上に英訳又は和訳を追加すること。蓄養移送証明書は、(1) 移送の部、(2) 曳航の部、(3) 受領の部及び (4) 確認の 4 部からなる。この証明書のすべての部を記入しなければならない。

証明書の見出し

証明書の上部には、以下の情報を必ず記入しなければならない。

証明書番号：この証明書を発行した船籍がおかれる国/漁業主体により割当てられた固有の証明書番号を記入。

移送の部

CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー：CCSBT の許可蓄養場リストに記録された蓄養場のシリアル・ナンバーを記入。

移送しようとする蓄養場の名称：移送される SBT を有する SBT 蓄養場の名称を記入。

国/漁業主体：移送しようとする蓄養場の国又は漁業主体を記入。

曳航の部

曳航船の名称：曳航船の名称を記入。

船籍がおかれる国/漁業主体の登録番号：曳航船の船籍がおかれる国/漁業主体の登録番号を記入。

曳航年月日：曳航年月日を記入。

SBTの推定重量 (kg)：移送される SBT の推定重量 (kg) を記入。

SBTの推定尾数：曳航の間移送される SBT の推定尾数を記入。

受領の部

CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー：CCSBT の許可蓄養場リストに記録された蓄養場のシリアル・ナンバーを記入。

受けとろうとする蓄養場の名称：SBT を受けとる SBT 蓄養場の名称を記入。

国/漁業主体：受けとろうとする蓄養場の国又は漁業主体を記入。

確認の部

移送しようとする蓄養場による証明：移送しようとする蓄養場の代表者は、受けとろうとする蓄養場に移送される SBT が正確に記録されていることを証明するために、氏名、署名及び日付を記入しなければならない。

受けとろうとする蓄養場による証明：受けとろうとする蓄養場の代表者は、移送しようとする蓄養場から受領した SBT が正確に記録されていることを証明するために、氏名、署名及び日付を記入しなければならない。



みなまぐる保存委員会

漁獲/ 収穫及び輸出 統合証明書

漁獲/ 収穫証明書番号

CC- 別紙B

v1.0

漁獲証明制度

1. 漁獲標識証明書番号

2. 漁獲した船舶又は収穫した蓄養場の詳細

<input type="checkbox"/> 天然魚	漁獲した船舶の名称	船籍のおかれる国/漁業主体の登録番号	船籍のおかれる国/漁業主体
又は			
<input type="checkbox"/> 蓄養SBT	蓄養場の名称	CCSBT蓄養場シリアル・ナンバー	
	関連する蓄養活け込み証明書の証明書番号(複数可)	関連する蓄養移送証明書の証明書番号(複数可)	

3. 漁獲/ 収穫した魚の詳細

生鮮(F) 又は 冷凍(FR)	製品タイプ (製品タイプ一覧表から選択)	漁獲/ 収穫年月 (月/年)	漁具コード	CCSBT統計海区	推定正味重量 (kg)	RD, GGH, GGO, GGT, DRO, DRTとして保持されたSBTの総尾数

4. 出荷の詳細

出荷の日付				
<input type="checkbox"/> 転載	転載場所(港湾都市の名称又は公海における転載の場合はCCSBT統計海区のいずれかを記入)	港湾都市の名称	寄港国/漁業主体	CCSBT統計海区
	オブザーバーの詳細(洋上転載の場合のみ)	オブザーバーの氏名	オブザーバーの航海番号	オブザーバーによる署名
	<input type="checkbox"/> これは即時転載である 又は <input type="checkbox"/> これは繰延転載(運搬船に転載される前に、SBTが倉庫等に保管される)である			
又は	即時転載の場合、第5部における証明の前に、転載の日付及び運搬船の詳細を記入。繰延転載の場合、第7部における確認の前のいずれかの時点でこれらの詳細を記入。			
	転載の日付	受けとろうとする船舶の名称	船籍がおかれる国/漁業主体の登録番号	船籍がおかれる国/漁業主体
<input type="checkbox"/> その他の出荷	港湾都市の名称	寄港国/漁業主体		

5. 漁獲した船舶の船長/蓄養場の操業者又は漁獲した会社/組織による証明

私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	署名	会社名/組織名	署名した日付

6. 計量及び確認された水揚げ重量

- 水揚げされた製品のタイプ及び重量は、上記第3部における詳細と同様である
- 又は
- 水揚げされた製品のタイプ及び重量は、上記第3部における詳細とは異なる(下表に記入すること)

生鮮(F) 又は 冷凍(FR)	製品タイプ: (製品タイプ一覧表から選択)	確認された正味水揚げ重量 (kg)	RD, GGH, GGO, GGT, DRO, DRTとして水揚げされたSBTの総尾数

国産品の水揚げである場合はここにチェックすること

7. 当局による漁獲/ 収穫証明書の確認

私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないこと、及び確認された水揚げ重量を裏付ける十分な証拠を確認したことを確認する。

氏名	署名	署名した日付

印刷

8. 輸出の詳細

仕向先の国/漁業主体					
輸出地点	<input type="checkbox"/> 陸から	都市名		国/漁業主体	
	又は	<input type="checkbox"/> 海から	(例: 洋上転載又は漁船による海からの直接水揚げ)		

9. 輸出者による証明

私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	会社名/組織名	署名	署名した日付

10. 当局による輸出証明書の確認

私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。

氏名	署名	署名した日付	公印

輸入の部

11. 輸入地点

都市名	国/漁業主体	税関による輸入許可/通関の日付(又は予定日)

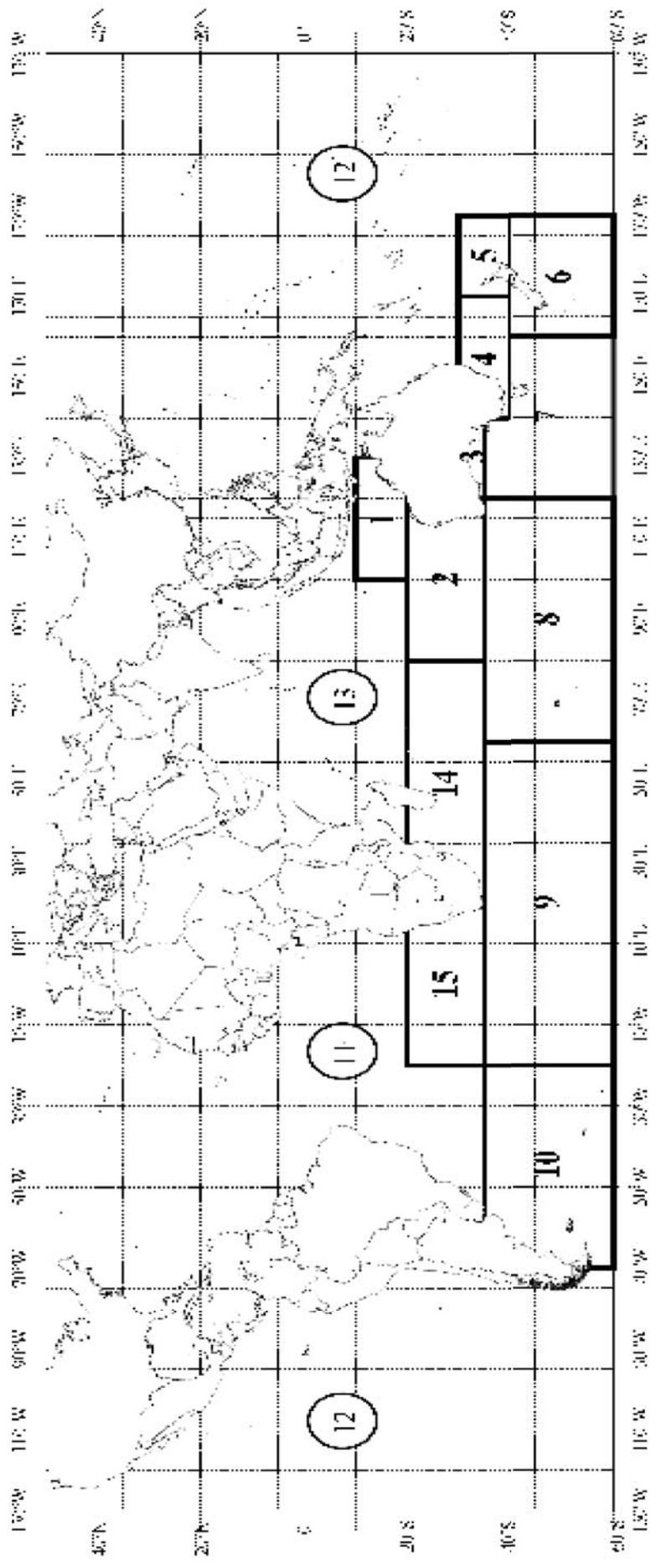
12. 輸入者による証明

私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名又は会社名	住所	署名	署名した日付



● CCSBT統計海区図





輸出の部

1. 輸出の詳細

輸出する国/漁業主体		輸出の日付	
仕向先の国/漁業主体			
輸出地点	<input type="checkbox"/> 陸から	都市名	国/漁業主体
	又は		
	<input type="checkbox"/> 海から	(例: 洋上転載又は漁船による海からの直接水揚げ)	

2. 先行する証明書の詳細

直前の先行する証明書番号	<input type="text"/>
--------------	----------------------

3. 輸出する製品の詳細

- 先行する証明書に由来する製品のすべてが、その数量、製品タイプ又は製品の正味重量に何ら変更なく輸出される場合 (下表には何も記入しないこと)
- 又は
- 先行する証明書に由来する製品が、その数量、製品タイプ又は製品の正味重量を変更して輸出される場合 (下表に記入すること)

先行する漁獲/収穫証明書 又は輸出証明書に記録された製品タイプ	輸出される製品の詳細			
	生鮮 (F) 又は 冷凍 (FR)	製品タイプ (製品タイプ一覧表から選)	正味重量 (kg)	RD, GGH, GGO, GGT, DRO, DRTとして輸出されるSBTの総尾数

4. 輸出者による証明

私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名	会社名/組織名	署名	署名した日付
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

5. 当局による輸出証明書の確認

私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを確認する。

氏名	署名	署名した日付
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

輸入の部

6. 輸入地点

都市名	国/漁業主体	税関による輸入許可/通関の日付(又は予定日)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

7. 輸入者による証明

私は、私の最良の知見及び確信に照らし、上記情報は完全で、正しく、誤りがないことを証明する。

氏名又は会社名	住所	署名	署名した日付
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

一般的な製品タイプ

RD - 丸	DRT - ドレス - 尾なし	LOI - ロイン	追加的な製品タイプ及び詳細は、記入要領及び下記リンク(CCSBTウェブサイト)に記載 www.ccsbt.org/product_codes
GGO - えりはら抜き - 尾付き	FL - フイレ	KAM - ガマ	
GGT - えりはら抜き - 尾なし	HAR - ハラモ、ハラミ、ハラス	KAW - カワラ	
DRO - ドレス - 尾付き	HED - 頭肉	NOD - フト肉	

輸出証明書

記入要領

この証明書は、すべてのみなみまぐろ (SBT) の輸出 (再輸出を含む) に添付しなければならない。完成した証明書の写しは、発行国/漁業主体に提出され、及び発行国/漁業主体によって保持されなければならない。その後、発行国/漁業主体は、標準的な CDS データ提出期限に従って、この証明書の写しを CCSBT 事務局長に提出しなければならない。

||各 ExC について、当該 ExC の先行する漁獲/収穫証明書又は輸出証明書、及び先行する証明書に添付されたすべての証明書 (蓄養活け込み証明書及び又は蓄養移送証明書を含む) を添付しなければならない。||

証明書の記入に CCSBT 公用語 (英語及び日本語) 以外の一言語を使用する場合は、証明書上に英訳又は和訳を追加すること。

この ExC は、(1) 輸出の部、(2) 輸入の部の二つの主要な部からなる。

||ExC への記入が必要となる状況

次のいずれかの場合において、ExC の記入が必要となる。

- SBT が、これを漁獲した漁船から直接、又は SBT の転載物を受けとった運搬船から、輸出の仕向地において水揚げされる場合
- 中間仕向地の保税冷凍倉庫に保管された SBT が輸出される場合
- 国産品として水揚げされた SBT が輸出される場合
- 輸入された SBT が再輸出される場合||

ExC の輸出の部は、SBT が輸入のために外国港において漁船又は運搬船から直接水揚げされる時点、又は SBT がその他のあらゆる運搬方法 (例えばコンテナ船、航空機等) により輸出される前のいずれかまでに、輸出者 (再輸出者) によって完成されなければならない。

輸入の部は、輸入許可/通関の時点までに、輸入者によって完成されなければならない。

証明書の見出し

証明書の上部には、以下の情報を必ず記入しなければならない。

証明書番号：この証明書を発行した国/漁業主体により割り当てられた固有の証明書番号を記入。

輸出の部

1. 輸出の詳細

輸出する国/漁業主体：輸出する国/漁業主体を記入。

輸出の日付：SBT が輸出された日付 (年月日) を記入。

仕向先の国/漁業主体：SBT の輸出先国/漁業主体を記入。

輸出地点

にチェックし、SBT が陸上の地点から輸出されたものか、又は洋上転載もしくは漁船からの直接水揚げにより海から到着したものを特定。

陸上の地点から輸入されたものである場合は、以下を記入。

都市名：輸出した都市名を記入。

国/漁業主体：輸出した都市が所在する国/漁業主体を記入

2. 先行する証明書

直前の先行する証明書番号：[[先行する証明書¹の固有証明書番号 (漁獲/収穫証明書番号又は輸出証明書番号のいずれか) を記入。]]

3. 輸出する製品の詳細

をチェックし、次のいずれかを特定。

- i) 先行する証明書^{Error! Bookmark not defined.} に由来する SBT のすべてが、その数量、製品タイプ又は SBT 製品の正味重量に何ら変更なく輸出される場合
- ii) 先行する証明書^{Error! Bookmark not defined.} に由来する製品が、その数量、製品タイプ又は SBT 製品の正味重量を変更して輸出される場合

上記 i) を選択した場合、この部に関してさらに情報を提供する必要はなく、表への記入は不要。

上記 ii) を選択した場合、この SBT の輸出について、次の情報を用いて最も高い精度で記載しなければならない。

注：一つの製品形態 (生鮮又は冷凍) 及び製品タイプの組み合わせごとの情報について一行を使用すること。

[[先行する漁獲/収穫証明書又は輸出証明書に記録された製品タイプ：]] この度輸出される SBT の元々の製品タイプコード (記入要領末尾の表から選択) を記入。

生鮮 (F) 又は冷凍 (FR)：SBT 製品について、生鮮 (F) 又は冷凍 (FR) のいずれかを特定。

製品タイプ：輸出される SBT の製品タイプに最も近い製品タイプコードを記入 (記入要領末尾の表から選択)。

正味重量 (kg)：輸出される SBT の正味重量 (kg) を記入。

RD, GGH, GGO, GGT, DRO, DRT として輸出される SBT の**総尾数**：丸の状態²で輸出される SBT の尾数を記入。ロイン、フィレ等の数はここには記入しないこと。

4. 輸出者による証明

輸出者による証明：輸出者³は、輸出貨物に関連して提供された情報 (すなわち証明書に輸出品が正しく記録されていること) を証明するために、氏名、署名、日付 (年月日)、及び輸出会社/組織名のすべてを記入しなければならない。輸出会社名を有しない輸出者は、会社/組織名の欄に個人名を記入すること。

5. 当局による輸出証明書の確認

当局による確認：政府職員⁴の署名、日付 (年月日) 及び公印とともに、文書に署名する当該政府職員の氏名を記入。

¹ 先行する証明書とは、現在の輸出証明書上に記録された SBT が直前に記録された証明書をいう。[[先行する証明書は、漁獲/収穫証明書又は別の輸出証明書 (再輸出の場合) のいずれかとなる。]]

² 洗浄、えらはら抜き、冷凍及び又は鱭、鰓蓋 (鰓板) 及び尾を除去したもの、及び又は頭部又は頭部の一部を除去した SBT も丸の状態と見なされる。フィレやロインのように加工処理を施した SBT は丸の状態とは見なさない。

³ 「輸出者」による証明は、輸出会社を代表してその証明を行うことを当該会社が承認した適切な権限を有する者が行わなければならない。ただし、当該輸出を確認する権限を有する者同一の者であってはならない。

⁴ 政府職員は、文書に記載されている SBT を輸出する国/漁業主体の権限ある当局の職員又はそれによって委任された者でなければならない。委任を行うメンバー、協力的非加盟国又は CDS に協力するその他の国/漁業主体は、事務局長に対し、かかる委任に関する文書の正規の写しを提出しなければならない。

輸入の部

6. 輸入地点

都市名：輸入する都市名を記入。

国/漁業主体：輸入する国/漁業主体を記入。

税関による輸入許可/通関の日付(又は予定日)：この SBT の貨物の輸入許可/通関の完了年月日又は完了予定日を記入。

7. 輸入者による証明

輸入者による証明：SBT を輸入する者又は会社は、氏名/名称、住所、署名及び署名した日付(年月日)を記入しなければならない。生鮮及び冷蔵の製品については、輸入者の署名は、輸入者から通関代行者に対して署名を行う権限が正式に委任されている場合に限り、通関代行者によるもので代えることができる。

SBT 製品タイプコード表

コード	名称	詳細
RD	丸	加工処理なしの SBT
GGH	えらはら抜き - 頭なし	鰓、内臓及び頭を除去したもの(ニュージーランドが時折使用)
GGO	えらはら抜き - 尾つき	鰓及び内臓を除去したもの。鰓蓋(鰓板)、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
GGT	えらはら抜き - 尾なし	鰓、内臓及び尾を除去したもの。鰓蓋(鰓板)、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRO	ドレス - 尾つき	鰓、内臓、鰓蓋(鰓板)及び頭部を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRT	ドレス - 尾なし	鰓、内臓、鰓蓋(鰓板)、頭部及び尾を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
FL	フィレ	DRT をさらに加工処理し、胴体をフィレ上にカットしたもの。
LOI	ロイン	フィレを半分にかットしたもの。
BLO	ブロック	ブロック
CHN	アゴ肉	アゴ肉
HAR	ハラモ/ハラミ/ハラス	トロと同様
HED	頭肉	頭肉 - 頭頂部 / 額周辺の肉
HOH	ホホ(肉)	ホホ肉
KAM	カマ	カマ肉
KAW	カワラ	ブロックを水平にかットしたもの
NAK	中落ち	背骨周辺の肉
NEG	ネギトロ原料	マグロ肉のミンチ
NOD	ノド	頭部下底の両鰓蓋の連結部周辺の肉
TR	トロ	脂肪部位のフィレ(まぐろの最高級部位)

(追加的な製品タイプはwww.ccsbt.org/product_codesに掲載)

漁獲標識証明書

記入要領

この証明書は、捕獲したみなみまぐろ (SBT) に対して国別割当配分を所有している船籍がおかれる国/漁業主体によって発行される。

関連する「[漁獲/収穫証明書](#)」に標識装着された各SBTが記録された際には、この証明書を記入し、船籍がおかれる発行国/漁業主体に提出しなければならない。船籍がおかれる発行国/漁業主体は、この漁獲標識証明書 (CTC) の写しを保持しなければならない。また標準的なCDSデータ提出期限に従って、このCTCのすべての情報を電子媒体によってCCSBT事務局長に提出しなければならない。

証明書の記入にCCSBT公用語 (英語及び日本語) 以外の言語を使用する場合は、書類上に英訳又は和訳を追加すること。

漁獲標識証明書は、1部のみ (漁獲の部) からなる。

証明書の見出し

証明書の上部には、以下の3つの情報を必ず記入しなければならない。

証明書番号：この証明書を発行した船籍がおかれる国/漁業主体により割当てられた固有の証明書番号を記入。

天然又は蓄養：いずれかの□にチェックし、この情報が天然又は蓄養のいずれであるのかを特定。

関連する「[漁獲/収穫証明書](#)」の**証明書番号**：この証明書に関連する一枚の「[漁獲/収穫証明書](#)」の固有証明書番号を記入。

漁獲の部

漁獲した船舶 (又は蓄養場) の名称：蓄養 SBT の場合は収穫した蓄養場の名称を記入。その他の SBT の場合は漁獲した船舶の名称を記入。

船籍がおかれる国/漁業主体の船舶登録番号 (又は CCSBT 蓄養シリアル・ナンバー)：漁獲した船舶の登録番号 (又は CCSBT 許可蓄養場リストの CCSBT 蓄養場シリアル・ナンバー) を記入。

船籍がおかれる国/漁業主体：船舶又は蓄養場の船籍がおかれる国又は漁業主体を記入。

漁獲に関するその他の様式の情報：漁獲に関する様式について関係のある情報を記入 (例 定置網)。

標識情報

それぞれのSBTについて標識情報を記録しなければならない。

注：標識を付したSBT一尾について一行を使用すること。

CCSBT標識番号：SBTに装着した標識の固有標識番号を記入。

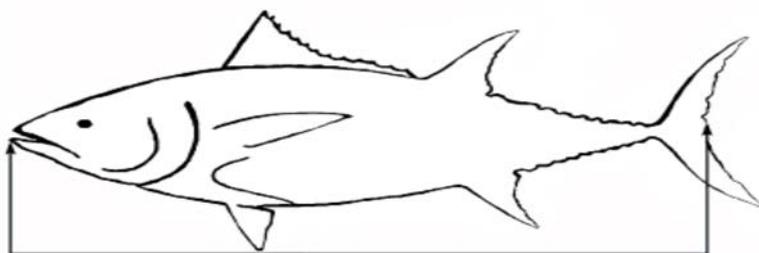
タイプ：製品タイプが最も近いものを次のリストから選び、そのコードを記入。

コード	名称	詳細
RD	丸	加工処理なしのSBT
GGH	えらはら抜き - 頭なし	鰓、内臓及び頭を除去したもの (ニュージーランドが時折使用)
GGO	えらはら抜き - 尾付き	鰓及び内臓を除去したもの。鰓蓋 (鰓板)、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
GGT	えらはら抜き - 尾なし	鰓、内臓及び尾を除去したもの。鰓蓋 (鰓板)、背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。

DRO	ドレス－尾付き	鰓、内臓、鰓蓋（鰓板）及び頭部を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。
DRT	ドレス－尾なし	鰓、内臓、鰓蓋（鰓板）、頭部及び尾を除去したもの。背ビレ、腹ビレ及び臀ビレの除去は問わない。

正味重量 (kg) : SBTの正味重量(kg)を記入。

尾叉長 (cm) : SBTの尾叉長を四捨五入して cm 単位（整数）で記入。SBTの捕殺時に体長を測定することが可能な場合：冷凍及び尾を除去する前に、閉じた口先から尾叉までの水平な直線（魚体に沿わせない）を測定すること。SBTの捕殺後直ちに体長を測定することができず、代わりに水揚げ時、及び尾の除去後及び冷凍する前に測定する場合：尾叉長の測定に代えて、閉じた口先から尾ビレを除去した点までの水平な直線（魚体に沿わせない）を測定し、この長さに適切な変換係数を乗じること。



漁具コード (該当する場合) : 次のリストから SBT を収穫するために使用した漁具のタイプを特定。その他の場合、漁具の種類を記載。蓄養 SBTの場合、“蓄養”と記入。

漁具コード	漁具のタイプ
BB	竿釣り
GILL	刺し網
HAND	手釣り
HARP	鉞
LL	はえ縄
MWT	中層トロール
PS	まき網
RR	ひき縄 (Rod and Reel)
SPHL	遊漁手釣り
SPOR	その他の遊漁
SURF	その他の表層漁業
TL	樽流し
TRAP	定置網
TROL	ひき縄 (Troll)
UNCL	不詳
OT	その他

漁獲のあったCCSBT統計海区 (該当する場合) : SBTが収穫された統計海区を記入。該当する場合は主要 CCSBT 統計海区 (1から10まで及び14から15まで) の一つを記録し、主要海区に該当しない場合にはその他の CCSBT 統計海区 (11から13まで) の一つを記録すること。蓄養 SBTの場合、この項目を記入する必要はない。

収穫年月 : SBTみなみまぐろを収穫・標識付けした年月を記入。蓄養 SBT魚の場合、最初に収穫した月ではなく、捕殺した月を記入する。

証明及び確認

証明 : 適当な当局は、この証明書に標識の情報が正しく記録されていることを証明するために、氏名、署名、日付及び肩書きを記入しなければならない。

別添 2

CCSBT のメンバー及び協力的非加盟国 (CNM) による標識装着計画にかかる
手続き及び情報に関する最低基準

SBT 標識制度に関する一般要件

1. 決議の 1.8 及び 1.9 のとおり、SBT 標識は、魚の死骸が丸の状態であるうちは、個別の魚に残存していなければならない。洗浄、えらはら抜き、冷凍、及び/又は鰭、鰓蓋（鰓板）及び尾の除去及び/又は頭部又は頭部の一部の除去を行っても魚は丸の状態のままである。フィレ又はロイン加工といった過程を経た場合、丸の状態とは見なされない。
2. メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識が再使用できないことを確実にする措置を講じるものとする。

SBT 標識の仕様

3. SBT 標識は、次の最低基準を満たさなければならない。
 - a. 容易に読み取れる様式で、事前に記録された固有の標識番号を持つ。
 - b. CCSBT のロゴ／識別子がある。
 - c. 標識の番号は、旗国固有の識別子及び漁業年の識別子を含まなければならない。(例：NZ-2008-000001)。
 - d. SBT にしっかりと固定することが可能。
 - e. 再使用ができず、不正加工を防ぎかつ偽造又は複製の恐れがない。
 - f. 少なくともマイナス 60°C、海水及び手荒い扱いに耐えることができ、またそうした環境下でも柔軟性が保たれ、脆くならない。
 - g. 食品安全性がある。
4. CCSBT 標準一元管理標識の購入は、毎年、事務局長から手配を受けることができる。CCSBT 一元管理標識を購入及び使用しないメンバー又は協力的非加盟国は、当該国/漁業主体が使用予定の標識のタイプにかかるカラー写真を提出しなければならない。これらの写真は、すべての標識ラベル及びロゴマーク、及び標識の一部として備えられたその他すべての安全対策を明示するに十分な解像度でなければならない。事務局長は、これらの写真を CCSBT ウェブサイトの一般エリアに掲載するものとする。

標識関連情報に関する一般要件

5. メンバー及び協力的非加盟国は、SBTを漁獲又は蓄養することを許可した組織に配布したSBT標識を記録しなければならない。
6. 個別の標識に関連して、メンバー及び協力的非加盟国は、自国の船舶及び経営者並びに関係当局が報告に関する手続き及び様式を持ち、個別のSBTに関する漁獲月、漁獲海区、漁獲方法並びに体重及び体長を含む、必要とされる標識情報が収集されることを確保しなければならない。
7. 本決議のセクション4から10におけるCCSBT CDS決議のすべての要件が、標識装着計画を実施するメンバー及び協力的非加盟国における標識装着に関する文書及び情報に適用される。

別添3

事務局長による拡大委員会への6ヶ月/年次報告書の内容

この別添の報告書は、各メンバー/CNMの指定当局にのみ提供される。

この別添において、以下の略語はそれぞれ異なった証明書を示している。

- FSC – 蓄養活け込み証明書
- FTC – 蓄養移送証明書
- CHC – 漁獲/収穫証明書
- ExC – 輸出証明書
- CTC – 漁獲標識証明書

製品に関する報告書

製品に関する3つの報告書が作成される。

(1) 製品に関する総括と報告漁獲量の比較報告書

この報告書は、各メンバー及びCNMの割当年の漁獲量を推定するため、CHC及びFSCの死亡尾数のデータを使用する。この報告書は、割当年が終了した後、十分なCDSデータが利用可能な場合のみ提供されるべきである。CDSから得られた加工処理後の重量は、各メンバー/CNMから提供されている変換係数が利用可能であればそれを利用し、メンバー/CNMが使用すべき変換係数を提出していない場合には「最善の」代替的な変換係数を利用して、原魚重量に換算すべきである。報告書で使われたすべての変換係数の値はリスト化されるべきである。この報告書には、比較のためにも、メンバー/CNMから得られた割当年の報告漁獲量も（可能ならば）含めるべきである。

- 船籍がおかれる国/漁業主体
- 割当年¹
- CDSから(変換係数を用いて)推定された漁獲/収穫されたSBTの確認された総原魚重量
- メンバーから報告された漁獲/収穫された総SBT原魚重量（利用可能な場合）
- コメント²

¹メンバー/CNMの割当年は異なっているので、各メンバーの実際の割当年の期間が用いられるべきであり、混乱を避けるためにもこれらの期間を報告書に示すべきである。

²提示されたデータの解釈に関して追加的な情報を提供するためには、コメントが必要になるだろう。例えば、メンバーからの報告書には（遊漁による漁獲量のような）CDSの対象とならない漁獲量が含まれていることや、最近年のCDSデータは十分に更新されていない可能性があることなどを示す。

(2) 詳細な製品に関する総括報告書

以下の二つの報告書では、漁獲又は収穫された、もしくは蓄養場での漁獲魚/曳航中の死亡魚として記録されたすべての SBT に関する情報を提供するため、FSC 及び CHC のデータを利用する。

報告書 a) は推定重量に基づくものであり、報告書 b) は確認された水揚げ重量に基づくものである。

a) 推定漁獲量

- 船籍がおかれる国/CNM
- 天然魚、蓄養魚又は蓄養場での漁獲魚/曳航中の死亡魚
- 製品タイプ (RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT など)
- 漁獲/収穫/曳航中の死亡の年月
- 漁具コード
- 統計海区

上記の項目内における以下の数量に関する報告

- RD/GGH/GGO/GGT/DRO/DRT として保持された SBT の数量
- SBT の推定正味重量 (kg)
- 変換係数を用いて算出された SBT の全重量 (kg)

b) 確認された漁獲量

- 船籍がおかれるメンバー/CNM
- 天然魚、蓄養魚又は蓄養場での漁獲魚/曳航中の死亡魚
- 生鮮又は冷凍 (F/FR)
- 製品タイプ (RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT 等)
- 出荷した年月

上記の項目内における以下の数量に関する報告

- RD/GGH/GGO/GGT/DRO/DRT として水揚げされた SBT の尾数
- 水揚げされた SBT の確認された重量 (kg)
- 確認された重量に基づき、変換係数を用いて算出された水揚げ全重量 (kg)

輸出/再輸出 報告書

輸出 (再輸出を含む) に関して、ExC のデータ又は ExC 及び CHC を組み合わせたデータを用いて以下の 3 つの報告書が作成される。

(1) 詳細な輸出/再輸出総括報告書

この報告書では、以下の情報を提供するため、ExC のデータを利用する。

- 輸出又は再輸出

- 輸出者から受領した ExC (有/無)
 - 輸入者から受領した ExC (有/無)
 - 先行する証明書を発行した国/漁業主体
 - 今回輸出/再輸出する国/漁業主体
 - 輸出/再輸出地点
 - 輸出/再輸出年月
 - 輸出/再輸出の予定仕向先
 - 輸入国/漁業主体 (輸出/再輸出の仕向先)
 - 輸出/再輸出された製品の生鮮/冷凍の区分 (F/FR)
 - 輸出/再輸出された製品タイプ(RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT 等)
- 上記の項目内における以下の数量に関する報告
- 輸出/再輸出された SBT の尾数
 - 輸出/再輸出された SBT の正味重量 (kg)
 - 変換係数を用いて算出した輸出/再輸出された SBT の全重量 (kg)

(2) 輸出/再輸出不調和報告書

a) 最初の輸出にかかる不調和報告書

この報告書では、すべての ExC (最初の輸出のみを記録したもの) に対応する先行する CHC を照合し、最初の輸出において「過剰利用³」となっているすべての CHC のリストを作成すべきである。リストでは以下を特定すべきである。

- 過剰利用 CHC に記録された証明書番号、船籍がおかれる国/漁業主体、製品タイプ及び重量
- 関連する ExC に記録された証明書番号、輸出国/漁業主体、製品タイプ及び重量

b) 再輸出不調和報告書

この報告書は、各 ExC にただ一つの先行する輸出証明書番号が記録されている場合のみ実施可能である。

すべての再輸出 ExC に対応する先行する ExC を照合し、再輸出において「過剰利用 **Error! Bookmark not defined.**」となっているすべての ExC のリストを作成すべきである。リストでは以下を特定すべきである。

- 過剰利用 ExC に記録された証明書番号、船籍がおかれる国/漁業主体、製品タイプ及び重量
- 関連する ExC に記録された証明書番号、輸出国/漁業主体、製品タイプ及び重量

³ 過剰利用証明書とは、証明書に記載されていた SBT のその後の輸出/再輸出の量が、(製品タイプを考慮して) 当該証明書で報告されていた当初の量を超過している場合をいう。

標識報告書

1つの標識報告書が作成される。

(1) 標識総括報告書

以下の情報を提供するため、CTC 及び CHC 双方のデータを利用する。

- 船籍がおかれる国/漁業主体
- 予定された CTC が全て受領された場合の CHC の総数
- 標識を装着した SBT の総尾数及び正味重量 (kg)
- 関連する CHC で報告された SBT の総尾数及び正味重量 (kg)
- CHC と対応する CTC に記録された SBT の尾数と重量 (kg) の間の不調和の割合

転載報告書

2つの転載報告書が作成される。

(1) 転載総括報告書

SBT の転載に関する以下の総括情報を提供するため、CHC 並びに転載申告書及びオブザーバー報告書のデータを利用する。

- 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体
- 繰延転載又は即時転載
- 転載年月
- 転載のタイプ (港内又は洋上)
- 転載船の船籍がおかれる国/漁業主体

上記の項目内における以下の数量に関する報告

- 転載件数
- CHC に基づく丸の状態⁴の SBT 尾数
- 転載申告書に基づく丸の状態の SBT の尾数
- CHC に基づく SBT の確認された正味重量 (kg)
- 転載申告書に基づく転載された SBT の正味重量 (kg)
- 転載オブザーバー報告書に基づく転載された SBT の正味重量 (kg)

(2) 転載不調和報告書

この報告書は、CHC に記録された SBT の重量が、転載申告書又は転載オブザーバー報告書のどちらかに記載された SBT の重量と異なっている場

⁴ 洗浄、えらはら抜き、冷凍及び/又は鱭、鰓蓋(鰓板)及び尾を除去したもの、及び/又は頭部又は頭部の一部を除去した SBT も丸の状態と見なされる。フィレやロインのように加工処理を施した SBT は丸の状態とは見なさない。

合であって、CHCに記録された重量との差が2.5% (又はその他合意された割合) より大きい場合に、当該各転載の詳細について作成する。

- 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体、名称及び登録番号
- 繰延転載又は即時転載
- 転載日
- 転載のタイプ (港内又は洋上)
- 運搬船の船籍がおかれる国/漁業主体、名称及び登録番号
- CHCに基づく SBT の確認された正味重量 (kg) 及びタイプ
- 転載申告書に基づく SBT の正味重量 (kg) 及びタイプ
- 転載オブザーバー報告書に基づく SBT の正味重量 (kg) 及びタイプ

蓄養報告書

2つの蓄養報告書が作成される。これらの報告書は、関連する蓄養を行うメンバー/CNM の通常の「漁期」を反映した漁獲及び蓄養期間を網羅するべきである。

(1) 蓄養総括報告書

蓄養を行う各メンバー/CNM 得られた蓄養 SBT に関する以下の集約情報を提供するため、FSC、FTC 及び CHC のデータを利用する。

- F 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体及び隻数
- SBT の漁獲期間
- SBT の漁獲のあった統計海区
- SBT の蓄養場への移送にかかった期間
- 曳航期間中の SBT 死亡魚の総尾数及び推定重量
- すべての移送を通じた SBT の平均重量の最小値、最大値及び中央値
- 蓄養場へ移送した SBT の総尾数及び確認された重量 (kg)
- 蓄養場からの SBT の収穫期間
- 蓄養場から収穫した SBT の総尾数及び重量 (kg)

(2) 蓄養不調和報告書

この報告書は、蓄養場に関連する CHC に基づく当該蓄養場から収穫された SBT の尾数が、当該蓄養場に活け込み/移送された SBT の尾数 (FSC に基づく。また関連するすべての FTC に基づき調整される) を **上回る** 場合に、当該各蓄養場の詳細について作成する。

- 蓄養場のある国/漁業主体及び蓄養場の名称
- 曳航から当該蓄養場に SBT を移送した期間
- 最初の曳航から当該蓄養場に移送した SBT の総尾数及び確認された重量 (kg)
- 他の蓄養場から当該蓄養場に/当該蓄養場から他の蓄養場に SBT を移送した期間
- 他の蓄養場から当該蓄養場に/当該蓄養場から他の蓄養場に移送した SBT の総尾数及び確認された重量 (kg)
- 当該蓄養場から SBT が収穫された期間
- 当該蓄養場から収穫した SBT の総尾数及び確認された重量 (kg)

照合報告書

CDS 文書は、二ヶ月ごと⁵に様々な発信元から事務局に送付される。同じ文書が、時を異にして事務局に送られるかもしれない。例えば、SBTが輸出されるか又は再輸出される際に一度送付され、さらに同じ SBT が輸入される際に再度送付されるというように。

事務局は、少なくとも以下の事項に関して、メンバー/CNM ごとの照合報告書を作成するものとする。

- 各メンバー/CNM からの受領が想定されているものの実際には受領されていない証明書の数及び種類
- 各メンバー/CNM から提出された未完成の証明書の数
- 異なる発信元から受領した証明書間 (例えば輸出業者からの証明書と輸入業者からの証明書の間) に生じているすべての不調和
- SBT の漁獲が許可されていない期間に漁獲を行ったすべての船舶
- 確認者として許可されていなかった期間に確認者としての署名を行ったすべての確認者
- 正しく証明及び/又は確認がなされていないすべての証明書
- 証明書又は標識番号にかかるすべての重複
- 証明書上のすべての不完全な、欠落した又は明らかに不正確なデータフィールド

⁵ 二ヶ月ごととは、二ヶ月に一度、提出が行われなければならないことをいう。